

みやま市出会い・結婚サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、少子化の要因のひとつである晩婚化や未婚の増加に対する取組及び、農漁業や商工業の後継者不足等に対する取組として、結婚を希望する男女の出会いの創出やスキルアップ等が期待されるイベント等を行う者に対し、予算の範囲内において補助する出会い・結婚サポート事業補助金（以下「補助金」という。）について、みやま市補助金等交付規則（平成19年みやま市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、異性とのコミュニケーション能力の向上に資する事業、男女の健全な出会いの場を創出する事業又は、結婚へのきっかけづくりを支援する事業で、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 参加者は、20歳以上の独身男女であること
- (2) 参加者の総数は10人以上で、参加者全体の半数以上が市内在住者又は市内在勤者であること
- (3) 参加者から参加料を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ適正な額を設定すること
- (4) 市内で事業を実施すること
- (5) 補助を申請する年度の3月31日までに事業を完了すること
- (6) その他市長が特に必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の対象としない。

- (1) 市の他の補助を受けている事業又は補助対象となる事業
- (2) 他の団体を補助する事業
- (3) 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (4) 宗教及び政治活動を目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 営利のみを目的とする事業
- (7) その他補助することが適当でないと認められる事業

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、市内に活動の拠点、事務所、店舗等を有するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、補助対象団体となることができない。

- (1) 営利を目的とした結婚支援事業を営むもの
- (2) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- (3) 公序良俗に反する団体

- (4) 暴力団、暴力団員又は次に掲げる団体と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体
- (5) その他市長が補助をすることが適当でないとする団体
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、当該事業に係る経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 団体の経常的な運営維持管理経費
- (2) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、飲食費、交通費及び宿泊費
- (3) 飲食費、備品、その他事業と直接関係のない経費
- (4) その他市長が補助することが適当でないとする経費

2 前項の規定にかかわらず、特に市長が認める場合は、補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から参加料等（補助対象外経費への充当を除く）を差し引いた額又は、10万円のいずれか少ない額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(事業の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、出会い・結婚サポート事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 事業収支予算書（別紙2）
- (3) 申請団体調書（別紙3）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の決定)

第7条 市長は、前条により補助金の交付申請があったときは、速やかに書類等の審査を行い、補助金を交付すべきと認めるとき又は交付しないものとしたときは、出会い・結婚サポート事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の内容の変更及び変更決定)

第8条 申請者は、補助金交付決定後において、事業内容を変更しようとする場合は、出会い・結婚サポート事業補助金変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、事業内容の軽微な変更（事業費の増減を伴わない）についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の規定により補助金の変更申請を受けた場合は、その内容について審査し、速やかにみやま市出会い・結婚サポート事業補助金変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第9条 申請者は、補助金交付決定後において、事業を中止又は廃止しようとする場合は、出会い・結婚サポート事業中止（廃止）届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、申請者が前項の補助事業中止（廃止）通知書を提出したときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに出会い・結婚サポート事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すに場合にあつて、当該補助事業の中止（廃止）がやむを得ないと認める場合は、補助対象事業の中止（廃止）により生じた経費のうち市長が認めるものについては、補助金を交付することができる。

（事業の実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた団体は、事業終了後速やかに出会い・結婚サポート事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書（別紙4）
- （2）事業収支決算書（別紙5）
- （3）事業に要した費用の領収書の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告書を受領したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、出会い・結婚サポート事業補助金確定通知書（様式第8号）により申請団体に通知するものとする。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第11条 申請団体は、第5条の規定による補助金の交付申請において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に、補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合には、この限りではない。

- 2 補助事業団体は、前条の規定による実績報告を提出するにあたって、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業団体は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合（仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）に關係書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、補助金返還相当額を市に返還しなければならない。

（補助金の交付請求）

第12条 第7条の規定による補助決定の通知を受けた団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。